

神田川整備工事（その156）

工事説明会

日時：令和 3 年 1 1 月 4 日

場所：中野区立第二中学校

東京都第三建設事務所
巴山建設株式会社

1

目次

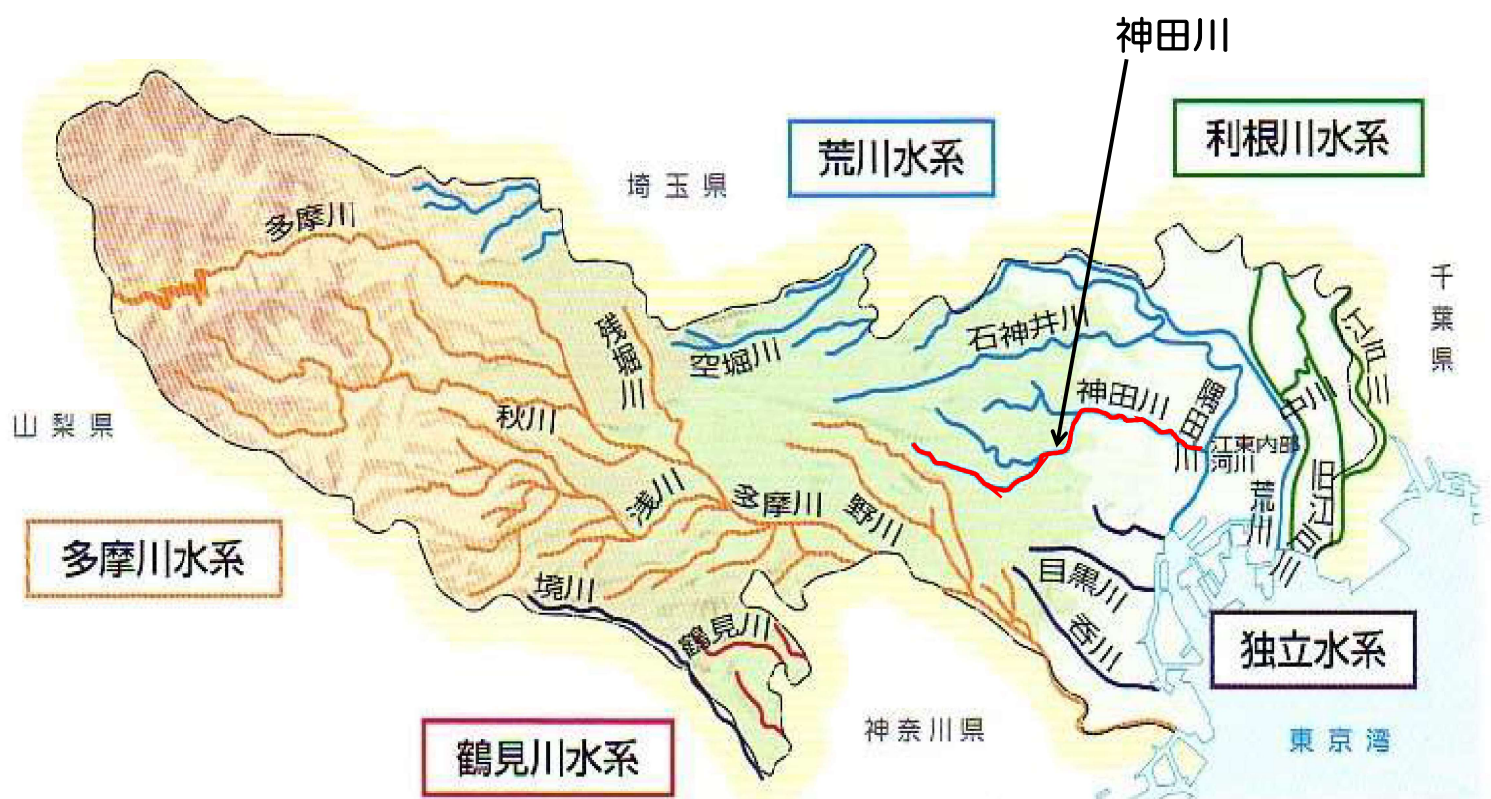
1. 河川整備の概要
2. 工事概要
3. 工事に伴う家屋調査
4. 今後の工事

2

河川整備の概要

3

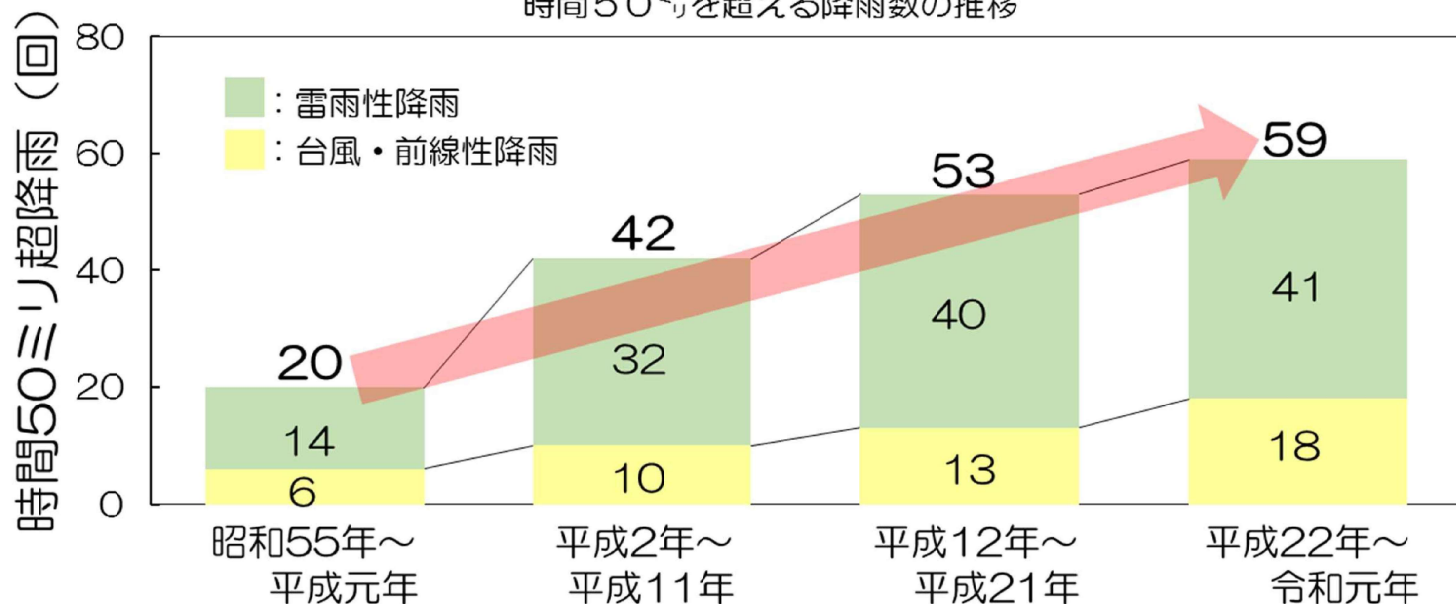
東京の河川と水系



4

近年の降雨状況の変化

時間50ミリを超える降雨数の推移



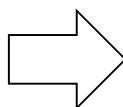
5

新たな整備方針における整備の考え方

「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」(平成24年11月)
 「東京都豪雨対策基本方針(改定)」(平成26年6月)

■目標整備水準の引き上げ

これまでは
時間最大50ミリの降雨に対応

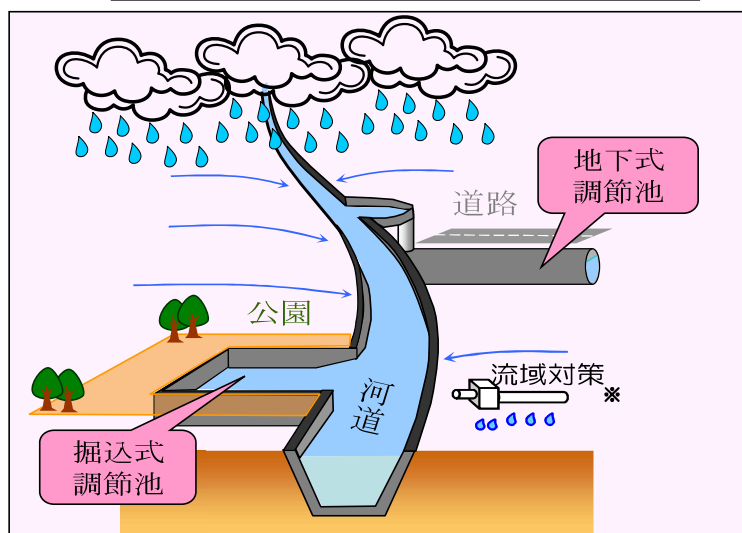


区部河川は、
時間最大75ミリの降雨に対応

■整備の考え方

- ・時間50ミリ降雨まで ⇒ 河道で流す
- ・時間50ミリを超える降雨
⇒ 調節池で貯める、地面に浸透させる

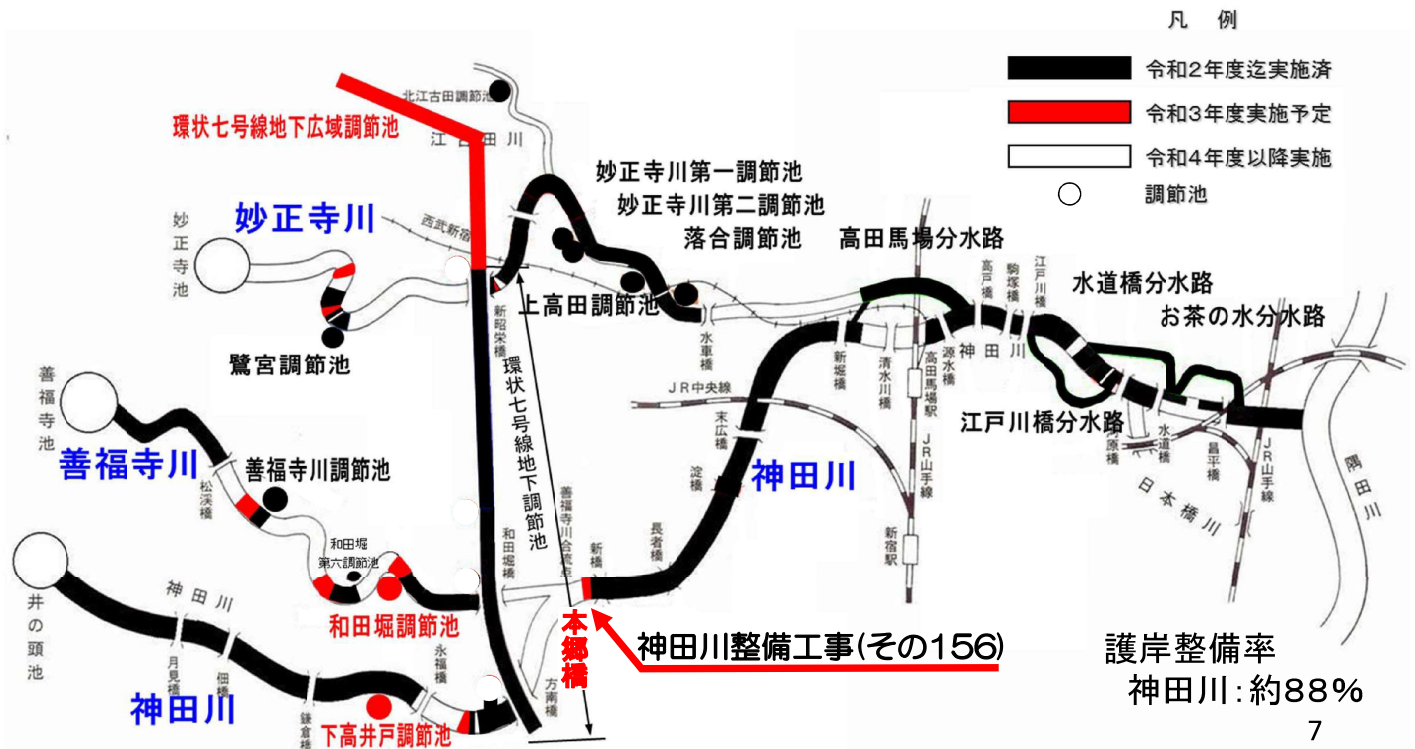
※流域対策：雨水貯留施設、透水性舗装や浸透ますなどにより、流域内に降った雨水が河川へ流出することを抑制



6

神田川水系の整備状況

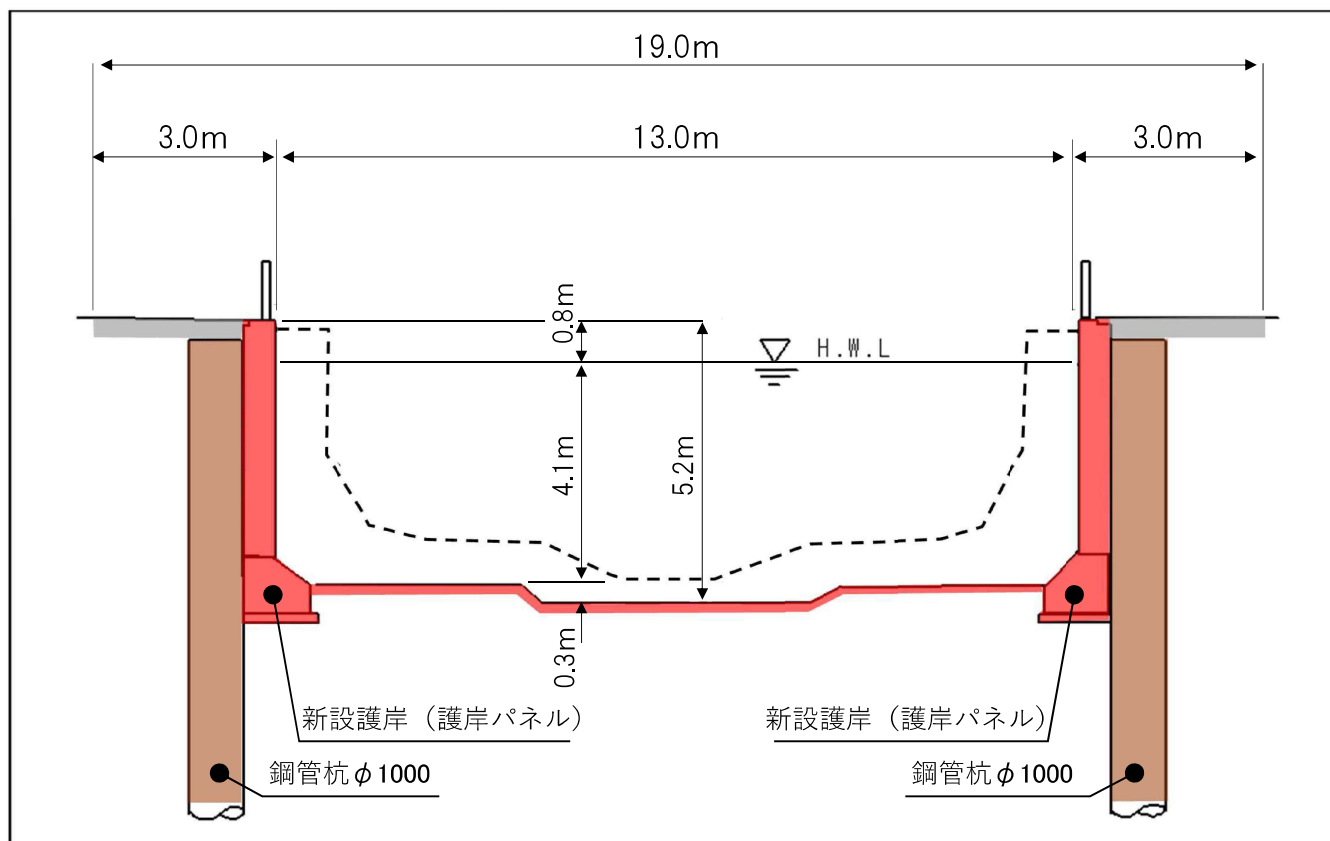
護岸整備・分水路・調節池を組み合わせ、治水安全度の早期向上に取り組んでいます。



神田川 河川整備状況（柳橋上流～寿橋下流）



神田川 河川整備計画図 (計画標準断面図)

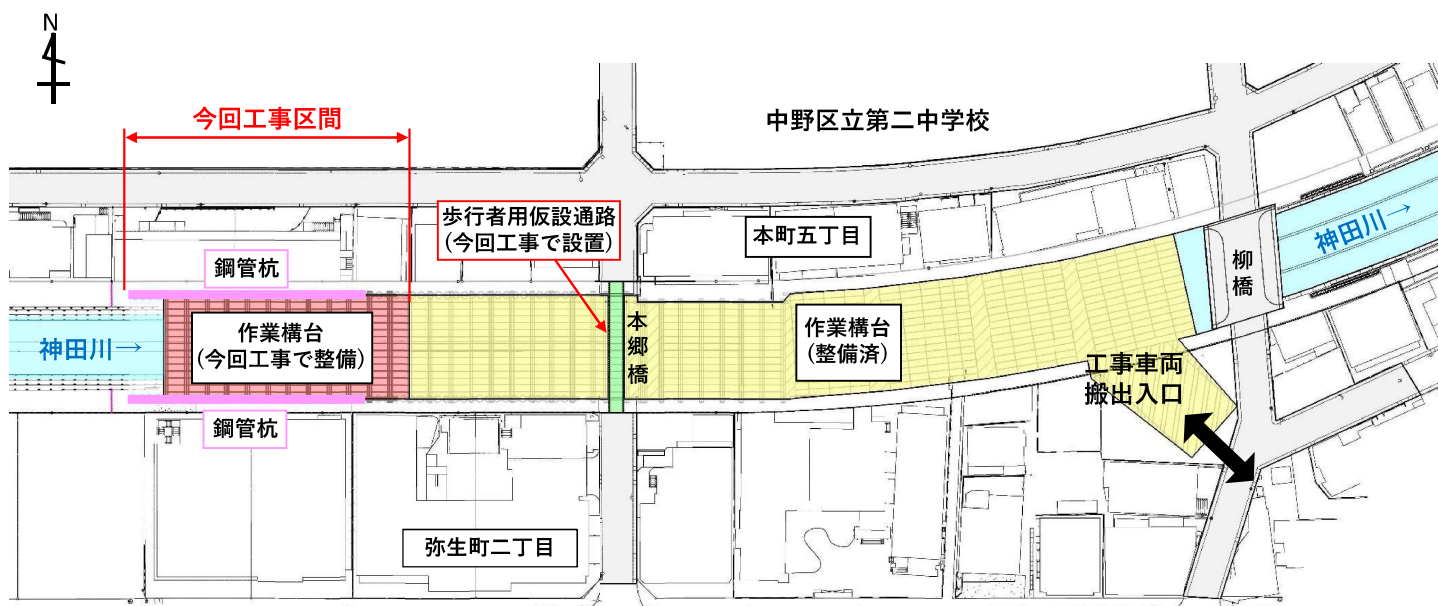


9

工事概要

巴山建設株式会社

今回工事区間



11

現況写真

整備済作業構台(下流側より)



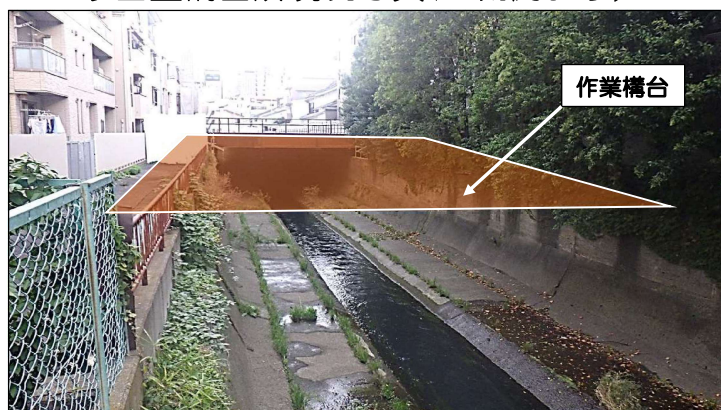
作業構台

今回整備箇所現況写真(下流側より)



作業構台

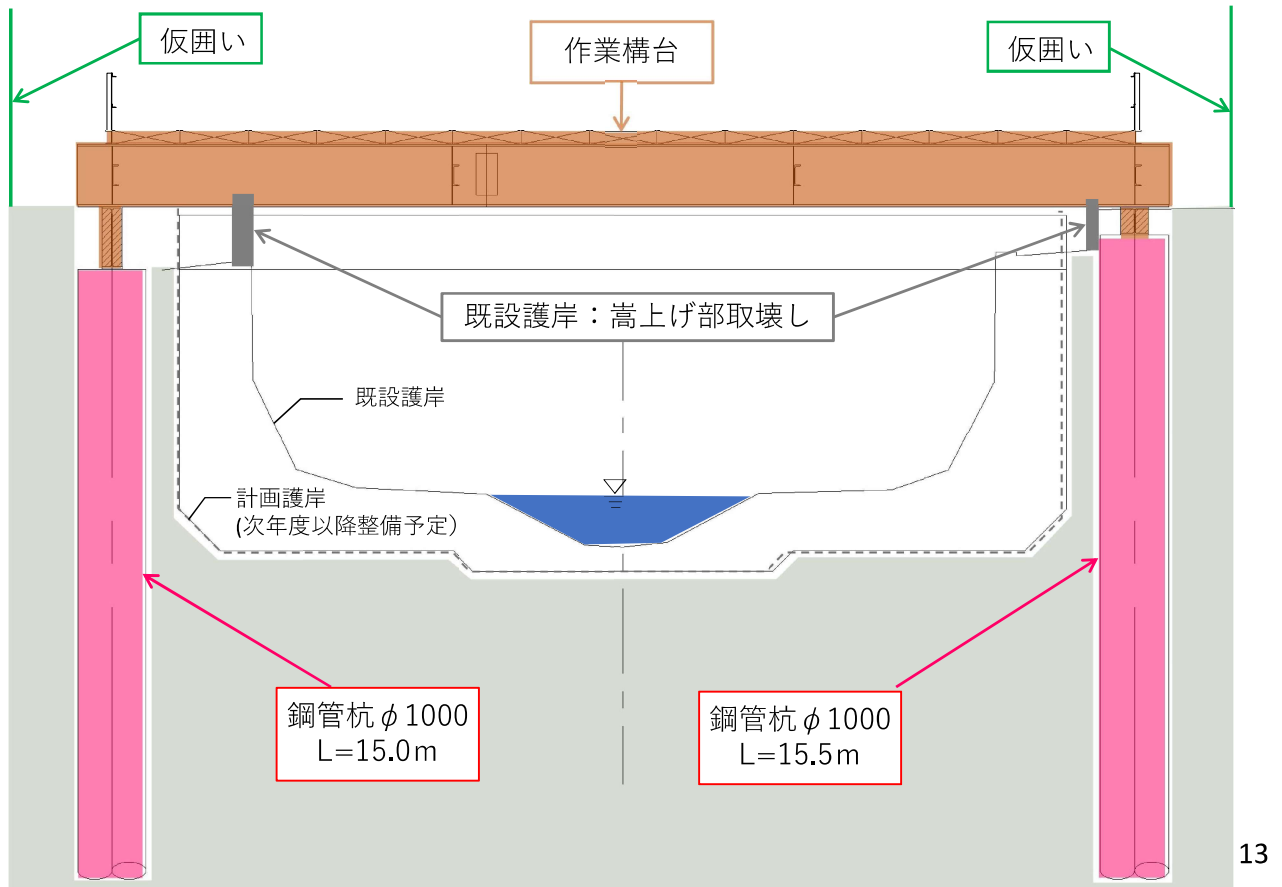
今回整備箇所現況写真(上流側より)



作業構台

12

標準断面図



工事内容

川の両側の土中に鋼管杭を埋め込み、現在設置している作業構台を寿橋側に延伸します。

施工延長：左岸側44.2m 右岸側44.2m

- 家屋調査 1式
- 歩行者用仮設通路設置工 1式
- 河川土工・撤去工 1式
- 鋼管杭圧入工 直径1m 長さ15.0～15.5m
56本(片側28本)
- 作業構台設置工 幅15m 延長36m

工事期間・施工時間

工事期間

自 令和 3 年 1 1 月上旬

至 令和 4 年 7 月上旬（予定）

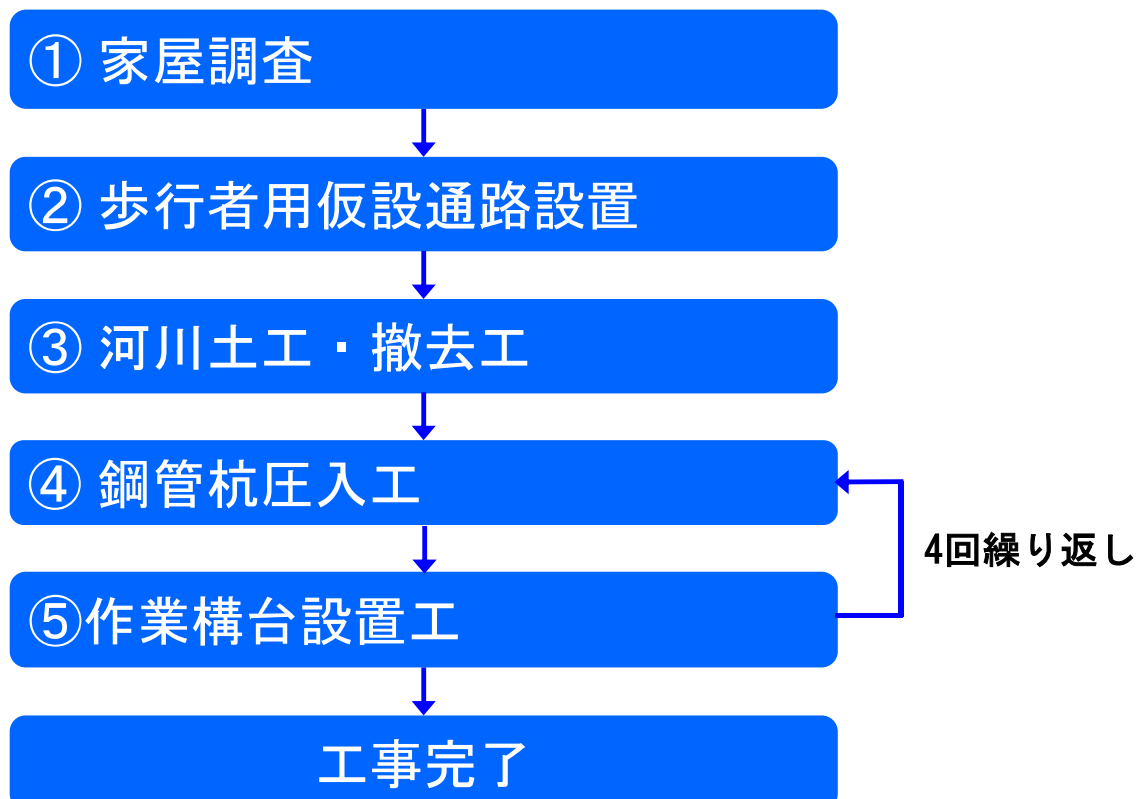
施工時間

午前 8:00 ～ 午後 6:00

（土曜・日曜日・祝日は原則作業を行いません）

15

施工フロー

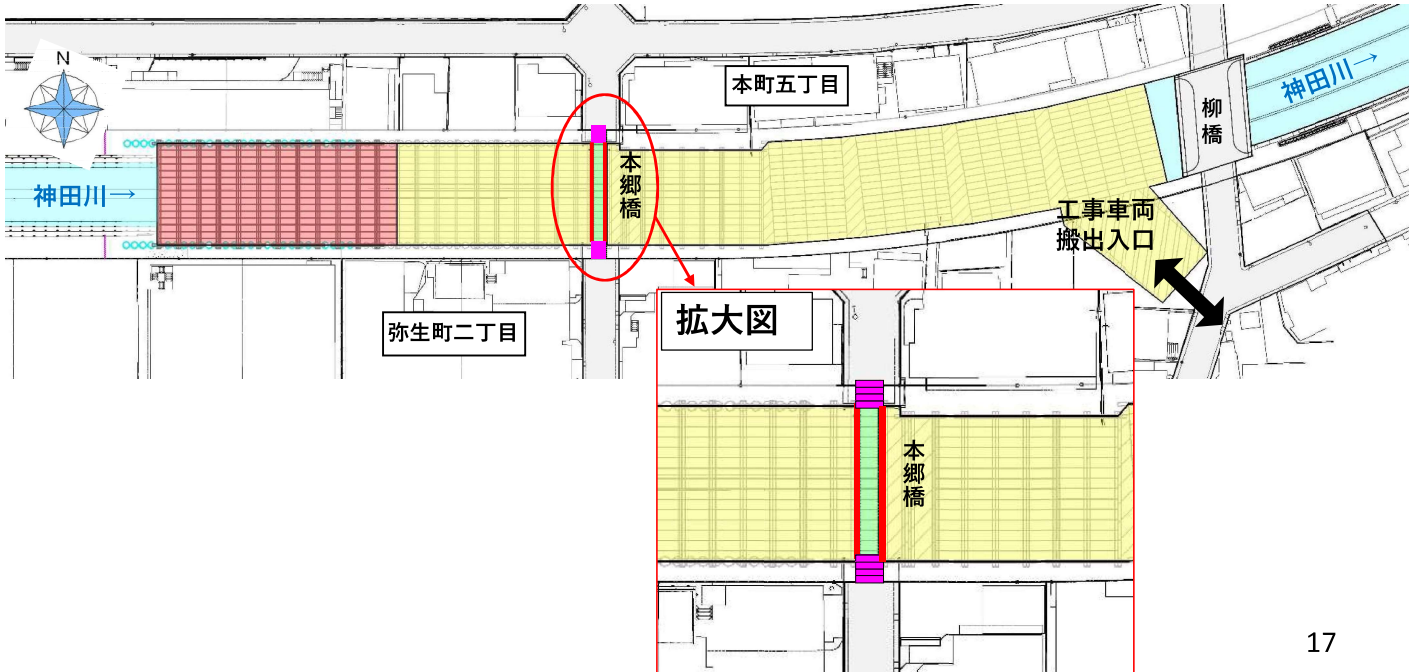


16

歩行者用仮設通路設置工

通行止めの本郷橋部を歩行者が通行できるよう、作業構台上の仮設通路(緑色)と階段(桃色)を設置します。

仮設通路の両側には仮囲い・ゲート(赤色)を設置し、工事現場内への立入り防止を行います。

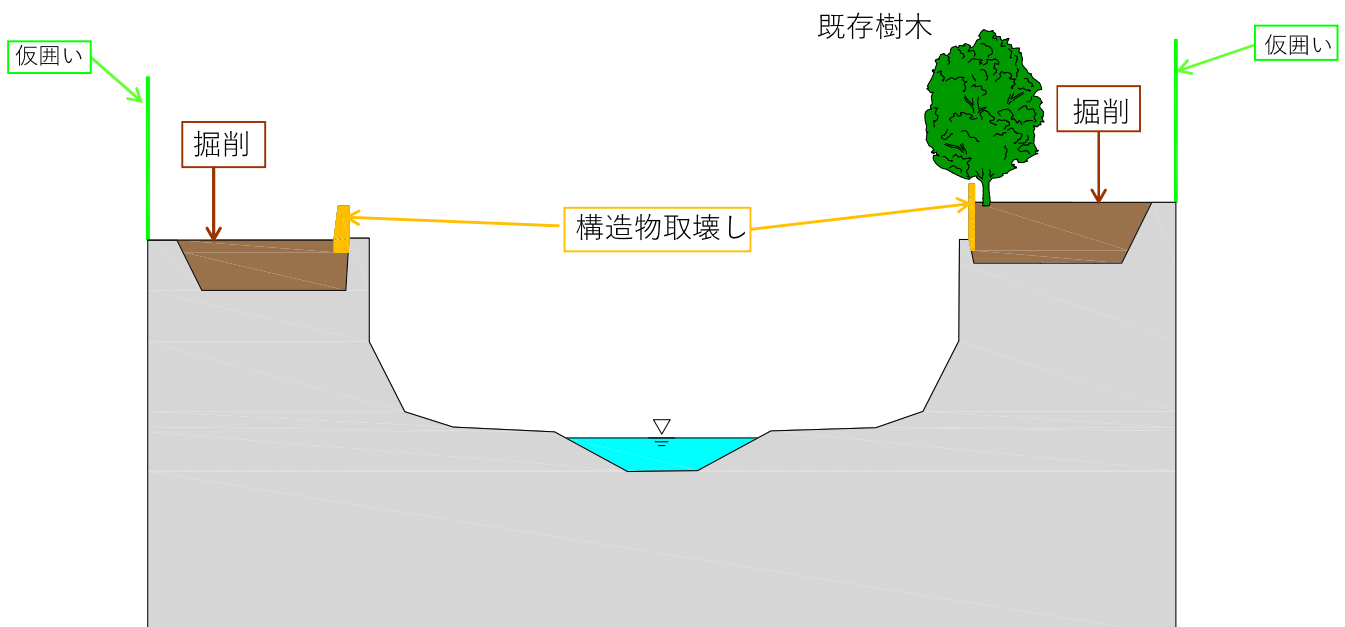


17

河川土工・撤去工

鋼管杭の圧入に先立ち、仮囲い(緑色)を設置します。

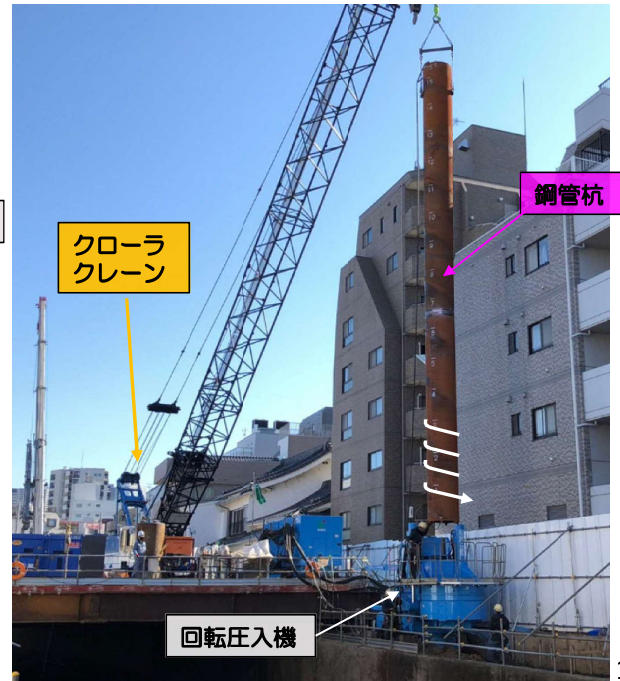
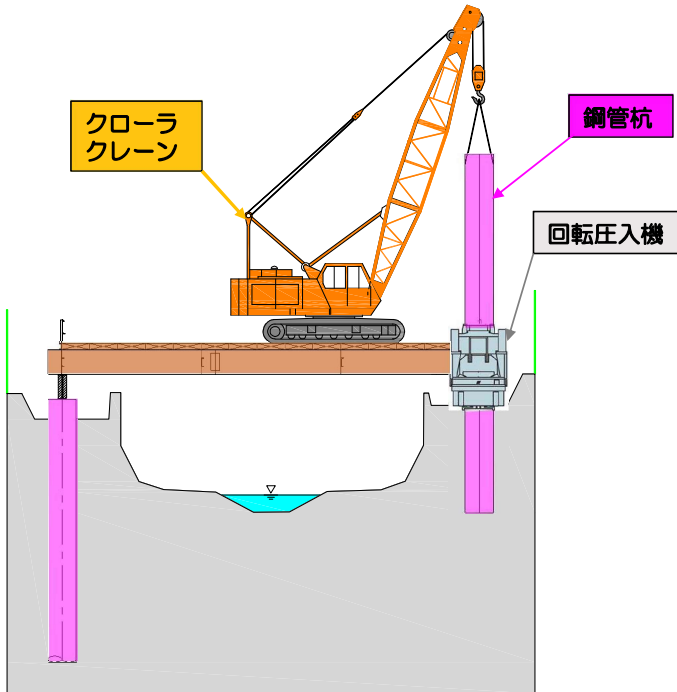
仮囲い設置後、既存樹木の撤去と川の両側の既設フェンス等の構造物(黄色)を取り壊した後、現地盤を掘削(茶色)します。



18

鋼管杭圧入工

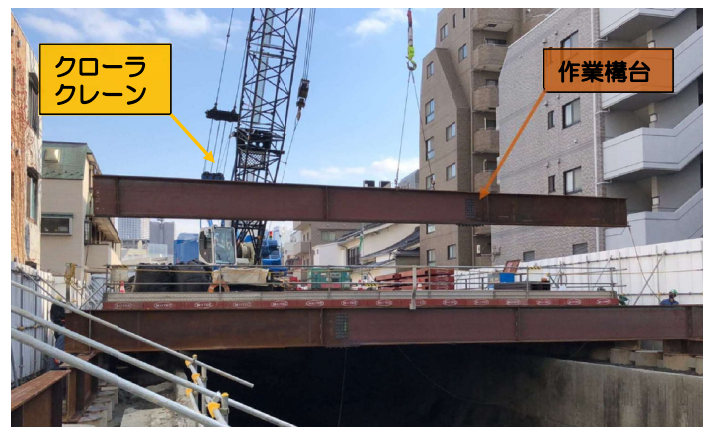
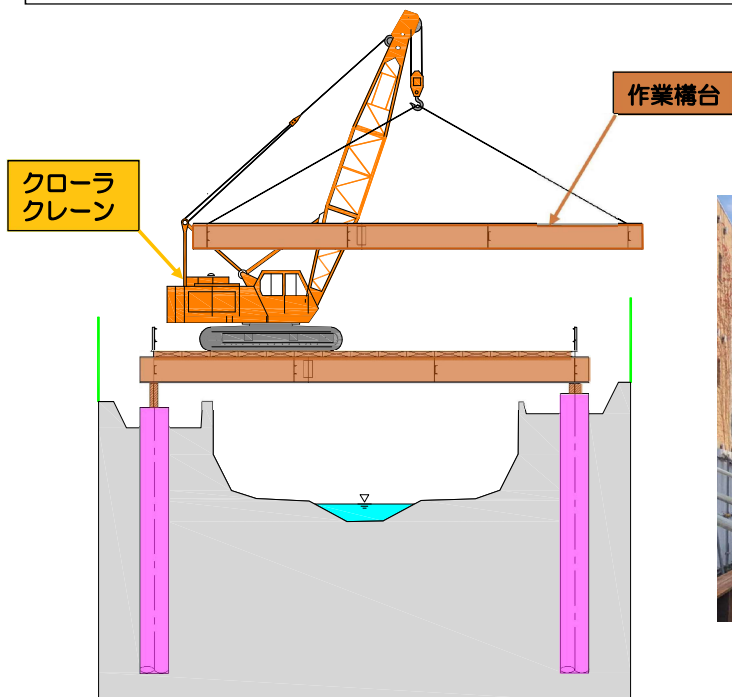
鋼管杭(桃色)を回転圧入機により回転させながら川の両側の土中に埋めていきます。



19

作業構台設置工

土中に埋めた鋼管杭の上に作業構台(茶色)を設置します。
この後は、(鋼管杭圧入)～(作業構台設置)の作業を繰り返しながら作業構台の設置を上流に進めていきます。



20

工事工程表

工程表										
工種	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
準備工										
土工										
鋼管杭工										
作業構台・仮囲い工										
歩行者用仮設通路設置工										
撤去工										
後片付け										

※工事の進捗、天候等により工程が変更となる場合があります。

21

工事用車両搬出入路（一般工事用車両）



22

一般工事用車両

ダンプトラック（10t車）

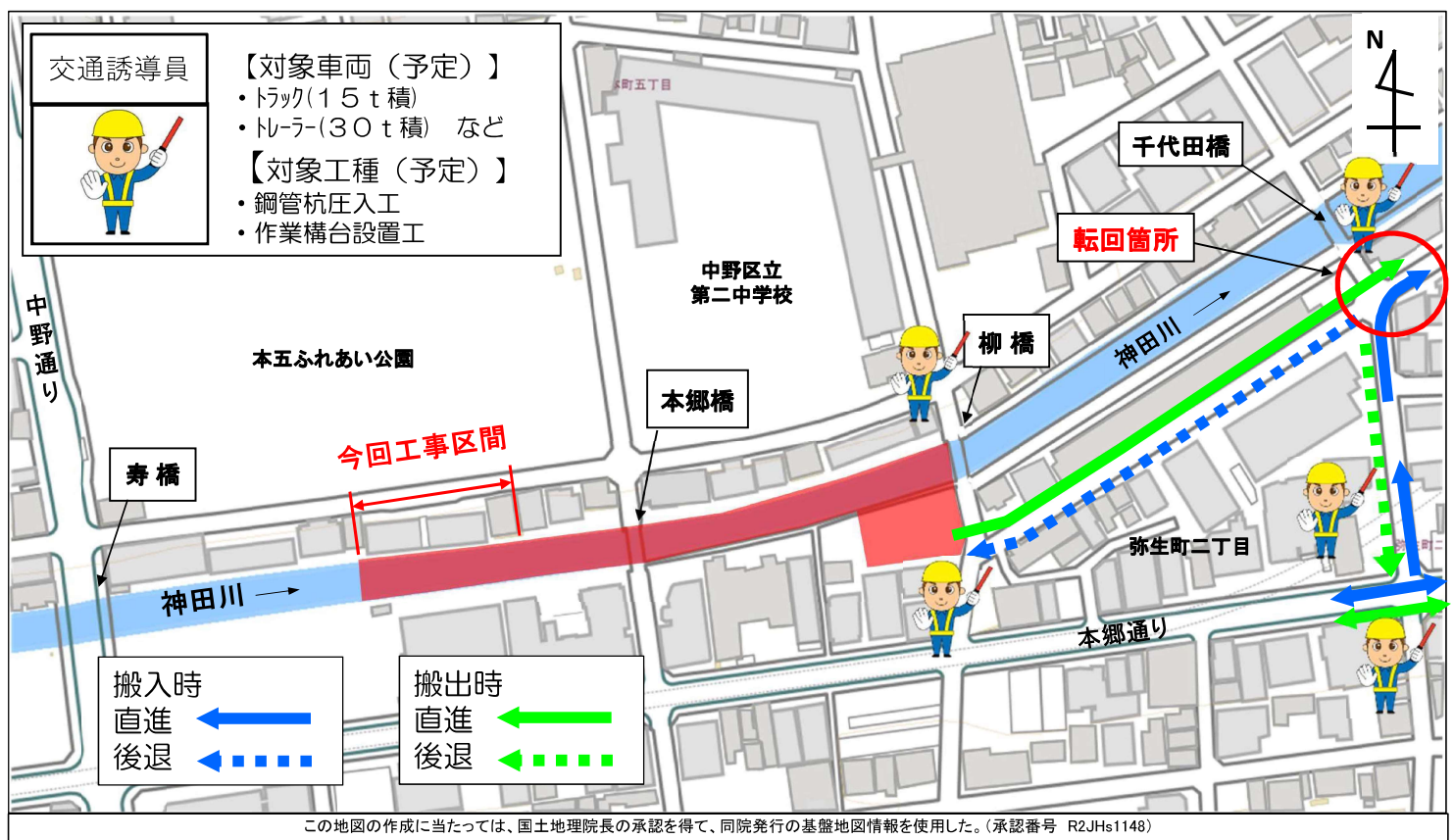


ラフテレーンクレーン



23

工事用車両搬入路（大型工事用車両）



24

大型工事用車両

大型トラック



大型トレーラー



大型トレーラー



25

安全対策について

本工事の施工に当たり、下記の安全対策を実施し、周辺の皆様、歩行者、一般車両に対する安全を確保しながら工事を実施します。

- 工事用車両による資材等の輸送については、あらかじめ輸送経路、輸送機関、輸送方法などについて計画をたて事故防止に努めます。
- 工事用車両の公道への駐停車が無いよう、資機材納入業者等に周知徹底します。
- 工事用車両の出入り口等には、交通誘導員を配置し、歩行者や一般車両に対して適切に誘導します。
- 保安施設については、日々点検を実施し、不備があった場合はただちに是正します。
- 歩行者用仮設通路の仮囲い・ゲートは強風等で転倒しない様、確実に固定をします。

26

環境対策について

本工事の施工に当たっては、地域の生活環境の保全を図るよう努めます。特に以下の事項に留意しながら工事を行います。

- 本工事に使用する建設機械については、低騒音・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械を使用します。
- 振動・騒音計にて測定しながら基準値を超えない様注意しながら施工します。

基準値

振動 70デシベル

騒音 80デシベル



- 現場内での工事用車両の走行は、時速10km/h以下の運転を徹底し、振動・騒音の軽減に努めます。また、必要により散水を行い、周辺へのほこり等の飛散を防止するように努めます。

27

現場関係者一同、早期完了を目指し、安全第一で施工します。

皆様方のご協力をお願いします。

ありがとうございました。



工事に伴う家屋調査

29

家屋調査とは

工事による近隣家屋への影響の有無について、
正確に判断する資料を得るため、
工事の着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を
調査するものです。

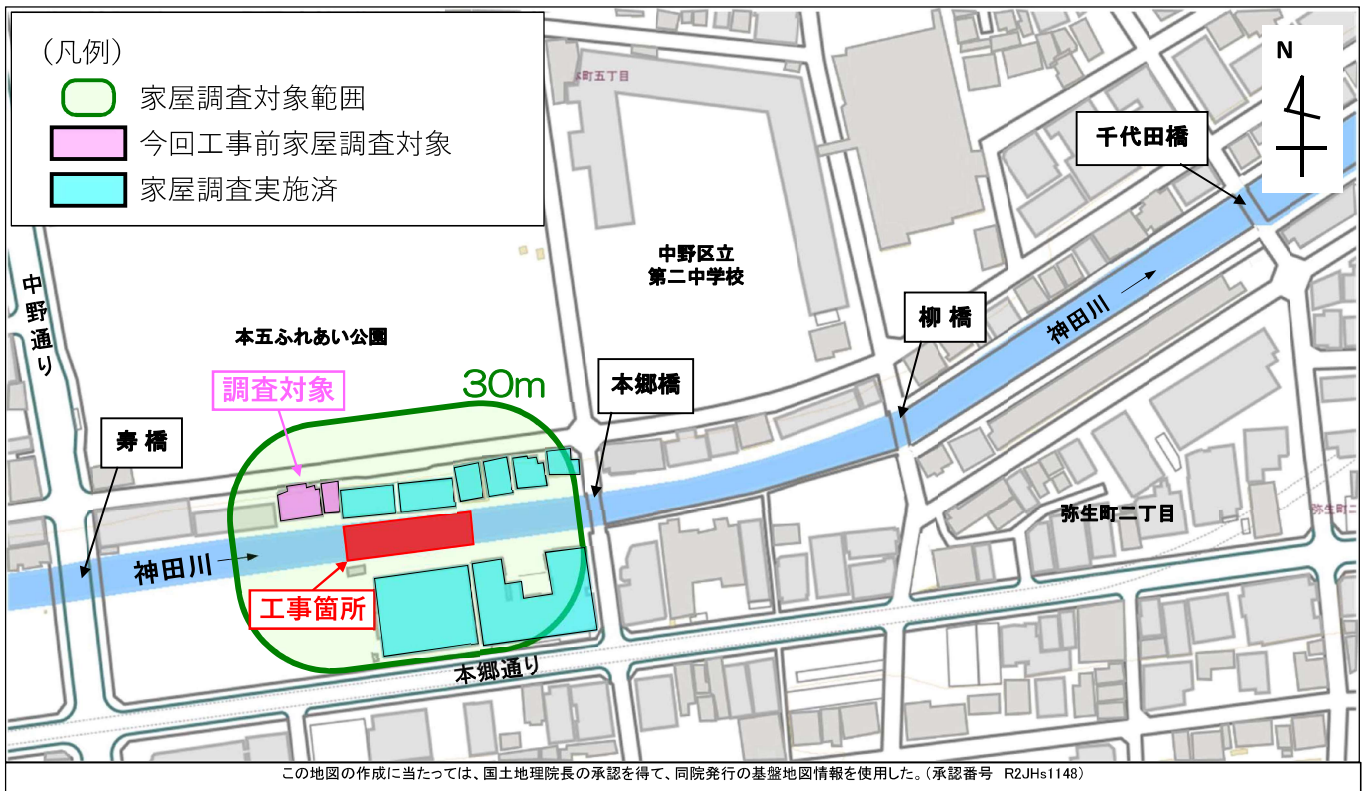
⇒着手前と完了後の家屋内外の状態を比較し、
工事が原因で被害が生じたことが確認された場合、
家屋復旧調査を行った後、金銭にて賠償します。

◆家屋への影響が想定される工事内容（例）

- ・ 既設護岸取り壊し、鋼管杭圧入時の振動など

30

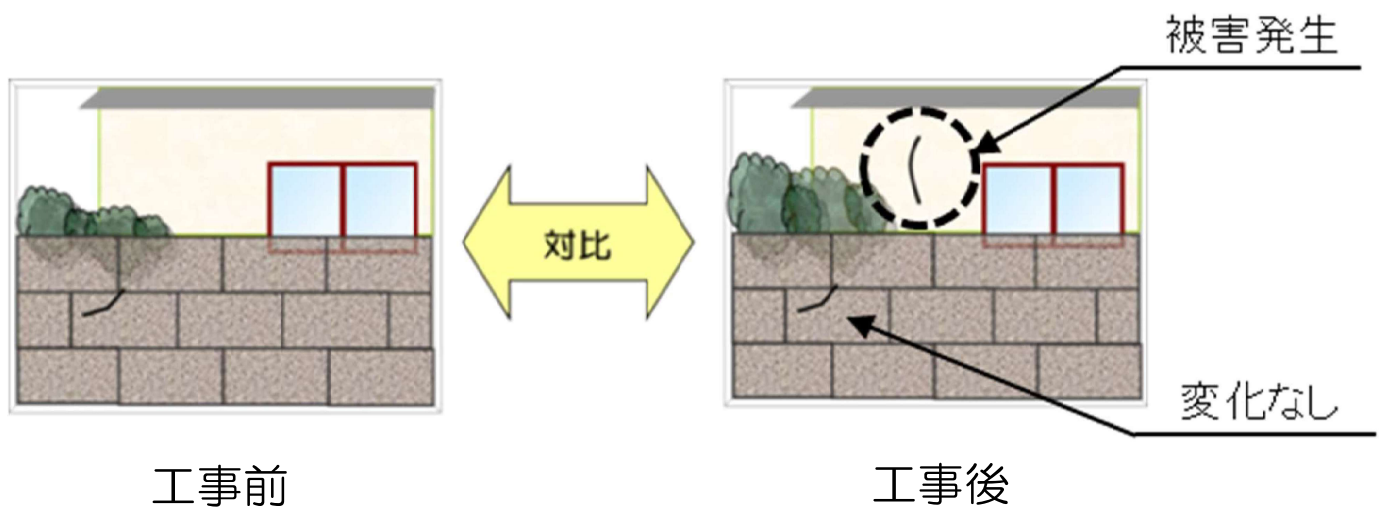
家屋調査対象範囲



※対象範囲内で、前回工事の際に工事前家屋調査を実施した家屋は、今回は調査を実施しません

31

家屋損害の賠償

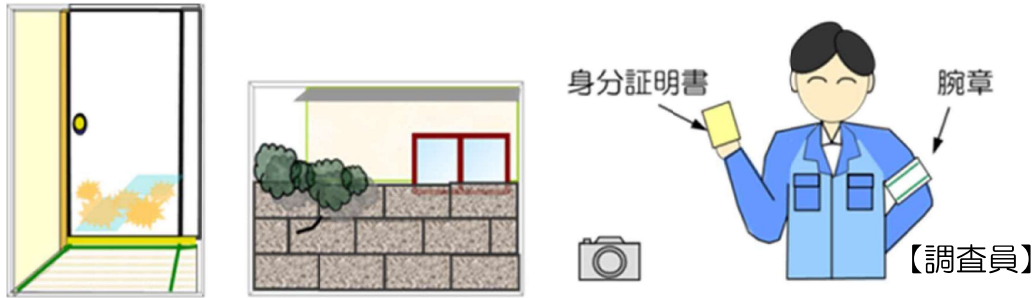


※工事前と工事後の家屋内外の状態を比較し、被害が発生したことが確認された箇所について、金銭で賠償します。

32

家屋調査の内容等

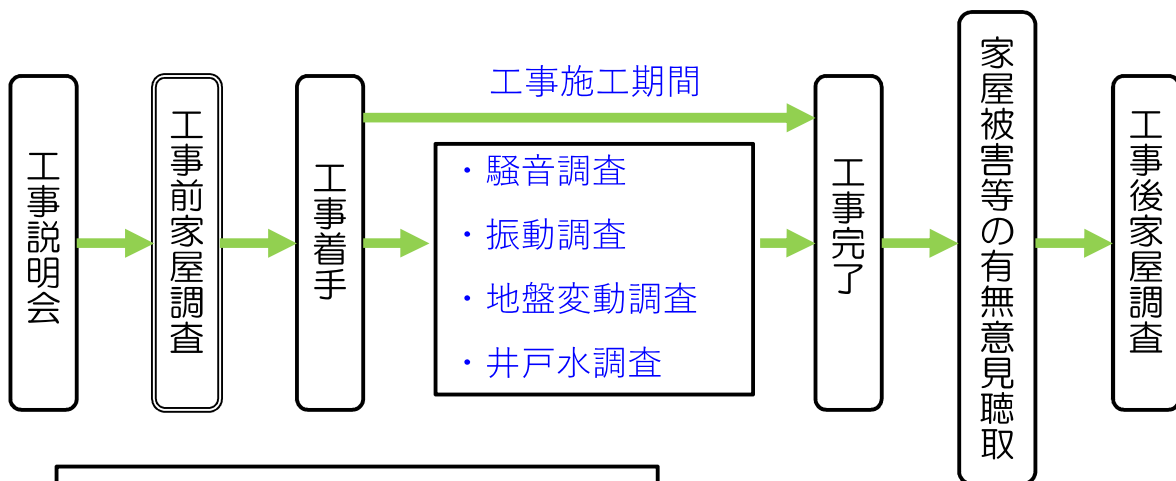
調査会社 株式会社 大和コンサルタント
 調査内容 屋内：柱や床の傾斜測定
 壁や建具等の状態把握（写真撮影含む）
 屋外：壁や塀等の傾斜測定
 土間や扉等の状態把握（写真撮影含む）



※調査の際には、皆様方のお立会いをお願いいたします。
 ※調査期間は11月上旬～11月下旬を予定しています。
 ※撮影した写真を含む個人情報厳重に管理いたします。

33

家屋調査手順

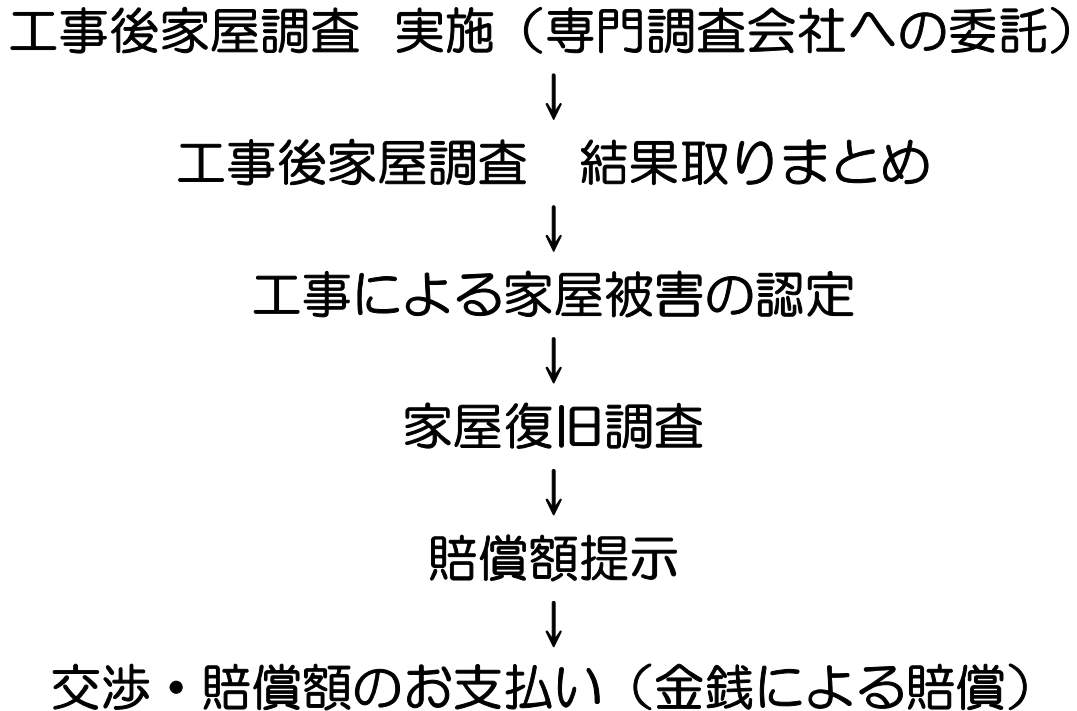


家屋調査員身分証明書	
表	裏
03三建工二身第〇〇号 身分証明書 顔写真 氏名 昭和 年 月 13 日生 勤務先 株式会社大和コンサルタント 住所 東京都練馬区上石神井4-3-22 上記の者は東京都施行の下記委託に従事することを証明する。 記 1. 件 名 神田川整備工事(その156)その2 2. 委託場所 東京都中野区本町五丁目地内から東京都中野区東加賀町二丁目地内まで 3. 委託期間 自 令和 3 年 11 月 8 日 至 令和 4 年 7 月 4 日 令和 3 年 10 月 日 東京都第三建設事務所長 岡郷 友義 公印	注 意 1. この証明書は、標記 委託 に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。 2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。 3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都第三建設事務所長へ届け出なければならない。 5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都第三建設事務所長へ返還しなければならない。



34

家屋損害賠償の手順



35

工事に伴う家屋調査と家屋損害賠償について

東京都第三建設事務所
工事第二課

はじめに

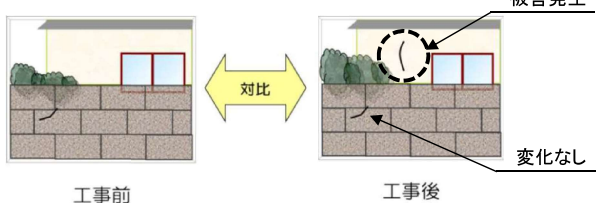
日頃より神田川整備事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。工事は、近隣家屋へ影響を及ぼさないように十分留意して進めて参ります。ここでは、工事に伴う家屋調査と損傷があった場合の損害賠償についてご案内させていただきます。

家屋調査とは

工事による近隣家屋への影響の有無について、正確に判断する資料を得るため、工事の着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を調査するものです。着手前と完了後の家屋内外の状態を比較し、工事が原因で被害が生じたことが確認された場合、家屋復旧調査を行った後、金銭にて賠償いたします。

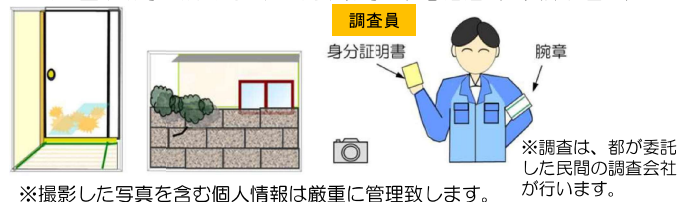
【家屋への影響が想定される工事内容】

（例）既設護岸取り壊し、鋼管杭圧入時の振動など



家屋調査の内容

屋内：柱や床の傾斜測定、壁や建具等の状態把握（写真撮影含む）
屋外：壁や塀等の傾斜測定、土間や扉等の状態把握（写真撮影含む）

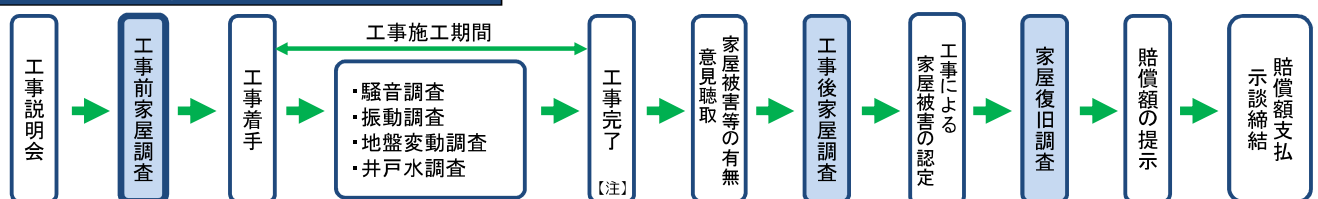


※撮影した写真を含む個人情報厳重に管理致します。

注意事項

- ① 調査を辞退された箇所は、損傷と工事の因果関係を立証することが出来なくなるため、ご自身で因果関係を証明して頂かない限り、賠償することができません。
- ② 工事前家屋調査～家屋復旧調査の間に家屋等の補修・外壁の塗装などを行う際には、事前にご連絡ください。確認が出来ないまま家屋の補修等が実施され、損傷と工事の因果関係を立証できなくなった場合には、賠償することができません。
- ③ 家屋損害賠償は、金銭による賠償となります。また、損害賠償額は、被害を認定した時点の単価を用いて統一した基準により算定します。

家屋調査・家屋損害賠償の標準的な流れについて



※今回調査

家屋等の調査に伺います。

【注】工事の影響が複数の工事にまたがる場合には、影響する全ての工事が完了した時点となります。

【問合せ先】東京都第三建設事務所 工事第二課

工事に関すること 妙正寺川事業センター(03)3228-1419

家屋調査と損害賠償に関すること 工事担当(03)3387-2103

渉外担当(03)3387-2104

36

今後の工事

37

今後の護岸工事の進め方（柳橋～寿橋）

項目	当初	変更
工事区間	柳橋～寿橋	柳橋～本郷橋上流、本郷橋上流～寿橋
工事手順	- 柳橋に搬出入路を設置 - 柳橋から上流へ向け工事用の作業構台を設置（寿橋まで） - 寿橋下流で折り返し、護岸の構築と作業構台の撤去 - 柳橋の搬出入路を撤去	【今回工事】 - 本郷橋上流から寿橋に向け工事用の作業構台を設置 - 護岸の構築及び本郷橋の架設 - 本郷橋の開通 - 作業構台の撤去及び管理用通路を整備 - 柳橋の搬出入路を撤去 - 本郷橋上流で新たに搬出入路を設置 - 本郷橋上流から寿橋に向け工事用の作業構台を設置 - 寿橋下流で折り返し、護岸の構築及び作業構台の撤去 - 本郷橋上流の搬出入路を撤去
概要図	【位置図】 中野区立第二中学校 柳橋 神田川 本郷橋 寿橋 中野通り 本郷通り 工事車両搬出入口 護岸を築造し、作業構台を撤去します→ ←作業構台を設置します 次回工事区間(予定) 凡例 ：作業構台 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号)	【位置図】 中野区立第二中学校 柳橋 神田川 本郷橋 寿橋 中野通り 本郷通り 工事車両搬出入口 作業構台を設置済 今回工事区間 凡例 ：作業構台 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号)

38

今後の護岸工事の予定（柳橋～寿橋）

		R3年度		R4年度			R5年度				R6年度				R7年度以降				備考	
		10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	
①	神田川整備工事（その１５６） 作業構台設置																			
②	（仮）神田川整備工事（その１５７） 護岸構築、作業構台撤去、管理用通路整備																			柳橋上流～ 本郷橋上流
	（仮）本郷橋ＰＣけた製作・架設工事 けた製作・架設																			本郷橋
③	（仮）神田川整備工事（その１５８） 搬出入路設置撤去、作業構台設置撤去、護岸構築																			本郷橋上流～ 寿橋下流

※令和3年11月時点

39

問い合わせ先

★神田川整備工事全般に関すること

東京都第三建設事務所 工事第二課 設計総括担当

⇒電話 03-3387-5367

★神田川整備工事（その156）に関すること

東京都第三建設事務所 妙正寺川事業センター

⇒電話 03-3228-1419

★神田川整備工事（その156）の内容や施工方法等の詳細に関すること

受注者：巴山建設株式会社神田川作業所

⇒電話 03-5340-7425

ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解・ご協力お願い致します。

40